

航空会社における飲酒に係る不適切事案の経緯（その1）

○ 一連の飲酒事案以後の事案（本年に入ってから発生したもの）

航空会社・発生日・便名	事案の概要	実施済みの措置
ANAウイングス 平成31年1月3日 ANA501便(伊丹→宮崎)	機長が、飲酒制限時間を超過して過度の飲酒をし、乗務前検査で陽性反応。事案後も副操縦士と口裏合わせをして虚偽の説明をした	業務改善勧告(行政指導) ※2月1日措置済
アイベックスエアラインズ 平成31年1月9日 IBX54便(仙台→伊丹)	機長が、乗務前検査を失念して乗務(その後の検査でアルコールは検出されず)	嚴重注意(行政指導) ※3月8日措置済
AIRDO 平成31年1月2日 ADO12便(新千歳→羽田)	立入検査において、機長が乗務前日に飲酒制限時間を超過して飲酒し乗務したことが判明。さらに、当該機長が虚偽説明していたことも判明。	嚴重注意(行政指導) ※3月8日措置済
AIRDO 平成31年1月14日 ADO130便(新千歳→中部)	機長、副操縦士及び訓練生の3名が乗務前検査を失念して乗務(その後の検査でアルコールは検出されず)	嚴重注意(行政指導) ※3月8日措置済
新中央航空 平成31年1月21日 CUK401便(調布→三宅島)	副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過	嚴重注意(行政指導) ※3月8日措置済
エアージャパン 平成31年2月1日 NH813便(成田→ヤンゴン)	外国人副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過	嚴重注意(行政指導) ※3月8日措置済
フジドリームエアラインズ 平成31年2月1日 FDA305便(名古屋→福岡)	副操縦士が、乗務前検査を失念して乗務(その後の検査でアルコールは検出されず) 技能証明等の携帯状況を確認した記録がなかった	嚴重注意(行政指導) ※3月8日措置済
全日本空輸 平成31年2月19日 NH412便(神戸→羽田)	副操縦士が、乗務前日に飲酒制限時間を超過して飲酒し、乗務前検査で基準値を超過	詳細報告を指示
ジェイエア 平成31年3月5日 JAL2331便(伊丹→那覇)	副操縦士が、乗務前検査を失念して乗務(その後の検査でアルコールは検出されず)	詳細報告を指示
エアアジア・ジャパン 平成31年3月6日 DJ803便(中部→桃園(台北))	副操縦士が、乗務前のストローク式検知器を使用した検査でアルコールが検出されたが、その後、吹きかけ式検知器を使用した検査でアルコールが検知されなかったために乗務	詳細報告を指示
エアージャパン 平成31年3月15日 NH821便(羽田→香港)	外国人副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過	詳細報告を指示

○ 整備士による事案関係

航空会社・発生日・便名	事案の概要	会社に対する措置
JALエンジニアリング 平成31年1月19日	整備士が、出社時のアルコール検査を検査立会人に代行させ、初便の点検・確認を実施	詳細報告を指示

2

航空会社における飲酒に係る不適切事案の経緯(その2)

○ 一連の飲酒事案以後の事案（昨年中に発生したもの）

航空会社・発生日・便名	事案の概要	実施済みの措置
日本航空 平成30年10月28日 JAL44便(ロンドン→羽田)	副操縦士が乗務前日に過度の飲酒をし、乗務前にロンドン警察による検査により基準を大幅に超過するアルコールが検知され拘束 機長及び副機長は出発前に3名から2名に不適切に乗務を変更	・事業改善命令(不利益処分) ・機長・副機長へ文書警告(行政指導) ※12月21日措置済
ANAウイングス 平成30年10月25日 ANA1762便(石垣→那覇)	機長が、乗務前日に飲酒制限時間を超過して過度に飲酒し、翌日朝に体調不良により乗務不可を自ら申告	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書警告(行政指導) ※12月21日措置済
スカイマーク 平成30年11月14日 SKY705便(羽田→新千歳)	機長が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で陽性反応	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書注意(行政指導) ※12月21日措置済
日本エアコミューター 平成30年11月28日 JAC3741便(鹿児島→屋久島)	機長が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値超過	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書注意(行政指導) ※12月21日措置済

○ 一連の飲酒事案より前に発生した事案

航空会社・発生日・便名	事案の概要	会社に対する措置
日本航空 平成22年11月22日 JL772(シドニー→成田)	オーストラリア当局による乗務前の抜打ち検査により機長から0.095mg/Lが検知され乗務できず(オーストラリア及び会社の基準内)	事業改善命令(不利益処分) ※12月21日措置済
全日本空輸 平成28年5月10日 ANA1259便(羽田→上海)	副操縦士が、別便の副操縦士にアルコール検査の代行をさせたが、出発前に不正行為が判明し乗務取りやめ	嚴重注意の再発防止策の実施状況を確認
日本航空 平成29年12月2日 JL010便(成田→シカゴ)	機長が、副機長にアルコール検査を代行をさせ乗務	事業改善命令の再発防止策の実施状況を確認
日本航空	平成29年8月以降の検査について実施記録が確認できない事例が約4,200件あった。このうち、一人の機長が110回意図的に検査をしなかったことが判明	事業改善命令(不利益処分) ※12月21日措置済
全日本空輸	平成29年11月以降の羽田における検査について実施記録が確認できない事例が約390件あった。	嚴重注意(行政指導) ※12月21日措置済

○ 客室乗務員による事案関係

航空会社・発生日・便名	事案の概要	会社に対する措置
日本航空 平成30年12月17日 JAL786便(成田→ポルノル)	客室乗務員からアルコール臭がしたため、機内で検査したところ基準値を超過。その後、当該客室乗務員が乗務中に飲酒したことが判明。	業務改善勧告(行政指導) ※1月11日措置済

3